

令和 7 年度
福井県毒物劇物取扱者試験
実施要領

実施場所 福井県生活学習館
(ユー・アイふくい)

実施日時 令和 7 年 9 月 3 0 日 (火)
午後 1 時～午後 3 時

1 試験の日時、会場等

試験の中止、延期、会場変更がある場合には、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課ホームページにてお知らせします。

(1) 試験の日時

令和7年9月30日（火） 午後1時 から 午後3時

※ 試験開始に先立ち、注意事項等の説明を行いますので、午後0時30分までに試験場に入室して、自分の受験番号札の貼ってある席に着席してください。

(2) 試験会場

試験は次の会場で実施します。

試験会場	所在地
福井県生活学習館 (ユー・アイふくい)	福井県福井市下六条町14-1

○交通アクセス



※バス

・フレンドリーバス

福井駅東口にて、フレンドリーバスに乗車
[生活学習館]にて下車

- 生活学習館先回り：所要約13分
- こども歴史文化館先回り：所要約33分

・京福バス

福井駅西口バスターミナル[5番のりば]
にて、羽水高校線(60系統)に乗車
[福井厚生病院]にて下車

※自動車

北陸自動車道 福井ICより約10分

北陸自動車道 鯖江ICより約20分

国道8号線「産業会館」交差点から、東(県道)に入って、約500メートルです。

※ 駐車場は、生活学習館の専用駐車場が68台分と、隣接する福井県産業会館および福井県中小企業産業大学校との共用駐車場が350台分あり、いずれも無料でご利用いただけます。催し物の開催状況によっては、駐車場が不足することもありますことをご了承ください。

(3) 注意事項

ア. 試験会場には時間の余裕を持ってお越しください。試験会場には午前11時30分から入場できます。

イ. お車でお越しの方は、所定の駐車場に止めてください。付近の店舗駐車場や路上には絶対に止めないでください。

ウ. 試験会場である生活学習館には問い合わせの電話等はしないでください。試験当日の問い合わせ先は、受験票に記載します。

エ. 試験会場内には時計はありません。時計の必要な方は必ず持参してください。(携帯電話、スマートフォン等の通信機器の時計機能及びスマートウォッチ等

- の通信機能のある時計は使用できません。)
- オ. 試験会場は館外を含め敷地内全面禁煙です。
- カ. 試験会場内のゴミ箱の使用は禁止します。ごみは必ず自分で持ち帰ってください。
- キ. 試験室での飲食はご遠慮ください。
- ク. 試験室は換気のため、適宜、窓やドアを開けることがあります。室温の高低に対応できるよう服装には留意してください。
- ケ. 台風、地震、洪水等の自然災害、感染症の流行、または火災、停電、その他不可抗力による事故等や交通機関の乱れが発生した場合、試験開始時間の繰下げ、試験の延期または中止等の対応措置をとることがあります。ただし、それに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) 試験種別について

試験の種別は次のとおりです。

- ① 一般試験
- ② 農業用品目試験
- ③ 特定品目試験

(5) 試験科目、試験問題について

試験は筆記試験で実施し、試験科目および出題数は次のとおりです。
 なお、実地試験についても、現物は用いず、筆記による試験とします。

試験科目	出題数
毒物および劇物に関する法規	30問
毒物および劇物の性質および貯蔵その他取扱方法（農業用品目試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）	20問
基礎化学	30問
実地試験 毒物および劇物の識別および取扱方法（農業用品目試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。）	10問

(注) 県報登載日（令和7年7月22日）現在の法令等に基づき出題します。

2 受験の申込み

(1) 受験願書の配布

ア. 配布期間

令和7年7月22日（火）から同年8月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

※ 土曜日、日曜日および祝日は閉庁日のため配布しておりません。

イ. 配布場所

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課および県健康福祉センターで配布します。

※ 県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロードすることもできます。

※ 郵送による配布を希望される場合

郵便番号およびあて先を明記し、180円切手（速達希望は480円切手）を貼った角2号（A4サイズの紙を折らずに入れられるサイズ）の返信用封筒を必ず同封してください。

（２） 受験願書の受付

ア. 受付期間

令和7年8月12日（火）から同年8月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

イ. 受付場所

【書面提出の場合】

県内に在住する者（福井市を除く）は、当該住所を管轄する県健康福祉センター、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに提出してください。また、県外に在住する者は、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出してください。

郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留により提出先あてに郵送してください。

※ 郵送（簡易書留または書留）で提出する場合

- ・封筒に「受験願書在中」と朱書きしてください。
- ・令和7年8月22日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

【電子申請の場合】

電子申請により、申請手続きを行う場合には、次の手順に従い申請してください。

- ① 「2 受験の申込み（4）受験手数料について イ」に従い、受験手数料を福井県の手数料納付システム（福井県コンビニ等納付サービス）により納付してください。
- ② 「2 受験の申込み（3）提出するもの【電子申請の場合】」に記載の写真ファイルを準備ください。
- ③ 下記の申請 URL から福井県電子申請サービスの毒物劇物取扱者試験受験申請手続きにより申請してください。

※ 申請にあたっては、令和7年8月12日（火）午前8時30分から同年8月22日（金）午後5時15分までの受付期間内に申請受付が完了するように手続きしてください。

※ 申請後「【電子申請】申請受付のお知らせ」のメールが返送されますので、メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

○毒物劇物取扱者試験受験の電子申請 URL

<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=180001&shinseiFmtNo=016870&shinseiEdaban=03>

ウ. 受験手続時の注意事項

- ・願書提出後、受験手数料および提出書類は返還しません。
- ・受験願書の記入漏れ、添付写真の不備等がある場合は申請を受理しませんので、記入内容をよく確認の上、申し込んでください。
- ・身体に障害のある方など、受験に際して特別な配慮を希望する方は、申請時に必ず、その旨を申し出てください。電子申請の方は、別途、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課あて、電話によりその旨を申し出てください。

(3) 提出するもの

【書面提出の場合】

ア. 受験願書（用紙の大きさは日本産業規格A4）

イ. 写真 1 葉

（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の縦6cm×横4cmのもので、裏面に氏名および生年月日を記入し、受験願書の所定の欄に貼り付けてください。）

ウ. 受験手数料（下記「(4) 受験手数料について」に従い納付してください。）

【電子申請の場合】

※下記の「(4) 受験手数料について イ」の方法により、受験手数料を納付後、電子申請前に下記アをご準備ください。

ア. 写真（電子ファイル）

（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出してください。添付可能なファイル形式は、png、jpg、jpegのみとなります。）

※ 添付ファイルのファイル名には、氏名、生年月日（月日のみ）を設定してください。

例（氏名が福井太郎、生年月日（月日のみ）が7月7日の場合）：

福井太郎 0707. jpg

※ 写真を本人確認に使用しますので、写真の状態によっては再度提出を求めることがあります。

(4) 受験手数料について

受験手数料は下記ア、イのいずれかの方法により納付してください。（電子申請時には、イの方法により納付してください。）

なお、受験願書提出後は、受験手数料を返還しません。

ア. 各県健康福祉センターの窓口でキャッシュレス決済による納付。

イ. 福井県の手数料納付システム（福井県コンビニ等納付サービス）による納付。コンビニ支払いまたはクレジット払いで10,500円を納付した後、システム利用時に発番される申込番号を受験願書の左上欄に記載する。（電子申請サービス利用時には、電子申請サービスの指示に従い、申込番号を入力してください。）

※ 手数料納付システムの利用においては、申込番号の記載（入力）がないなど、納付が確認できなかった場合には受理できません。また、誤記のないようご注意ください。

※ 手数料納付システム（福井県コンビニ等納付サービス）の利用にあたっては、手数料納付システム内の利用規約をご確認いただき、規約に同意のう

え利用してください。

- ※ 福井県の手数料納付システムを利用した毒物劇物取扱者試験受験手数料の納付は <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iei/yakumu/dokugekisiken2025.html> のページ内より行えます。

【毒物劇物取扱者試験 受付機関一覧表】

管轄市町等	受付機関名／所在地	電話番号
福井市、永平寺町	福井健康福祉センター 〒918-8540 福井市西木田 2 丁目8-8	0776-36-1116
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 〒919-0632 あわら市春宮 2 丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、 南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 〒916-0022 鯖江市水落町 1 丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、 若狭町（旧三方町）	二州健康福祉センター 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい 町、若狭町（旧上中町）	若狭健康福祉センター 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
県外	福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 〒910-8580 福井市大手 3 丁目17-1	0776-20-0347

3 受験票の交付

受験者本人に、受験願書に記載の住所あてに郵送します。

なお、令和7年9月22日（月）までに受験票が届かない場合は、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（0776-20-0347）までご連絡ください。

受験票は大切に保管し、試験当日は忘れずに持参してください。

4 合格発表

（1）合格発表期間

令和7年11月7日（金）午前10時から同年11月21日（金）午後5時15分まで

（2）合格発表場所等

福井県庁および県健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示します。
県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに、合格者の受験番号を掲示します。

合格発表日に、合格された方に合格証を郵送します。

※ 電話による問い合わせには応じません。

5 試験結果の開示

試験結果については、次の手続きにより口頭で開示を請求することができます。

(1) 開示の内容等

ア. 口頭で開示を請求できる者

令和7年度福井県毒物劇物取扱者試験受験者本人

イ. 開示内容

本人の科目別得点および総合得点

ウ. 開示期間

令和7年11月7日(金)から同年12月5日(金)まで

エ. 開示場所

福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(2) 口頭による開示請求の手続き方法

開示請求に当たっては、受験票または本人が確認できるものを持参の上、午前8時30分から午後5時15分まで（合格発表日は午前10時から午後5時15分まで）の間に、請求者本人（代理人は不可）が直接、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課で請求してください。

ただし、土曜日、日曜日および祝日は除きます。

※個人情報保護法に基づく個人情報の開示請求（郵送、電子申請でも請求可能）については、県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課あて別途ご相談ください。

6 その他

- (1) 受験願書に虚偽の記載をするなど、不正な手段によって試験を受け、または受けようとした場合は、合格の決定を取り消しまたは試験を受けることを禁止する場合があります。
- (2) 試験会場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があった場合は、受験を停止し、退場を命じるとともに、試験を無効とすることがあります。
- (3) 受験票、合格証には、J I S第一・第二水準の文字を使用しますので、戸籍に使用されている文字と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (4) 受験票、合格証は、受験願書に記載の住所に送付しますので、申請後に住所が変わる場合には、郵便物の転送手続き等を必ず行ってください。（電話等の申し出があった場合でも、受験願書に記載の住所以外には送付しません。）

7 試験に関する問合せ先

県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 電話 0776-20-0347）または県健康福祉センターあてに行くこと。

（対応時間）

午前8時30分～午後5時15分

※ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。